

島根県除雪機械運転資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県が交付する除雪機械運転資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 県は、県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の「道路等」とは、道路、農道、林道、港湾施設、空港施設その他の公共の交通又は輸送の用に供される施設をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率等は別表に定めるところによる。

(補助事業者の責務)

第4条 補助事業者は、県内で事業を実施するよう努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金交付申請書（様式第1号）を、毎年度12月10日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 算出した交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合には、補助金の交付を決定し、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金交付決定通知

書（様式第2号）により補助事業者に通知する。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、前条第2項の規定により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときには、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

（交付決定内容の変更等）

- 第7条 補助事業者は、規則第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、速やかに島根県除雪機械運転資格取得支援補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合には変更を承認し、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

- 第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定年度の12月28日のいずれか早い日までに、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第9条 知事は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、必要な検査を行い、適当であると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知する。

（補助金の支払）

- 第10条 補助金の交付方法は、精算払によるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

- 第11条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により当該補

助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠となる書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 補助事業者は、本補助金による資格取得者が資格取得後3年を経過する日（以下「基準日」という。）までに、県内の道路等における除雪業務に、自ら除雪機械を運転して従事しなかった場合（ただし、降雪がなく除雪業務に従事できなかった場合、死亡又は疾病による退職等資格取得者の責によらない場合を除く。）には、当該資格取得者に係る補助金を返還しなければならない。

（資格取得者の除雪業務従事報告）

第14条 補助事業者は、基準日までに、県内の道路等における除雪業務に、資格取得者自らが除雪機械を運転して従事したことを、島根県除雪機械運転資格取得支援補助金除雪業務従事報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書の提出期限は、基準日の属する年度の翌年度の5月20日とする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業	県内の道路等での除雪業務に従事させるため、県内事業者が除雪機械の運転に必要な資格を雇用する個人に取得させる事業
2 補助対象者	県内の道路等の除雪業務を行う県内事業者
3 資格取得者の条件	交付申請日において普通自動車免許（A T 限定を含む。）を所持している 60 歳未満の者
4 補助対象経費	補助事業者が行う除雪業務に必要な資格のうち、次に掲げる資格の全部又は一部を雇用する個人に新たに取得させるために必要な経費で、教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料を合算した額（実績報告までに資格の取得に至らなかった場合、他の補助制度の対象となった場合又は同一の資格を2回以上取得した場合の経費は、対象としない。） （1）大型自動車免許 （2）大型特殊自動車免許 （3）車両系建設機械運転技能講習
5 補助率及び限度額	補助率 補助対象経費の3分の1以内 限度額 資格取得者1人につき20万円以内